

村庁舎周辺施設の敷地内禁煙について

健康増進法の規定により、令和元年7月1日より村庁舎及び庁舎周辺の関連施設等について敷地内禁煙となります。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の方が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙が禁止されることとなり、村庁舎等の行政機関施設は第一種施設に該当し、原則敷地内禁煙となり、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとなります。

受動喫煙の防止にご協力いただきますようお願いいたします。

○敷地内禁煙となる対象施設等

（それぞれ駐車場を含みます）

- ・本庁舎／交流センター／健康管理センター／
インフォメーションセンター／ふるさと広場／
東通村体育館／東通村防災センター

実施済：東通小学校／東通中学校／学校給食センター／
こども園ひがしどおり／健康福祉センター／
東通村診療所

【問合せ先】 総務課 ☎27-2111

